

令和2年第2回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年2月26日（水）第2回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時08分、第2回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

6番 青柳 秀男 委員、14番 鈴木 克男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は、売買3件、贈与1件、計4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされて

いる農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。また、1月の総会に農地法第3条で議案としてかけさせていただき保留となった下永野の●●さん、●●さんの贈与の件についてでございますが、総会后、申請は取下げとなり、非農地証明にて対応いたしました。今月の議案書、報告第3号非農地証明の欄に載っておりますので合わせてご報告いたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、花岡町の件は、売買です。現地を見てきましたが、譲受人の大きな農地の隣に譲渡人の小さな農地がくっついている状況でした。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎豊田道有委員 2番、見野は父親から娘への贈与です。父親は70歳ちょっと前くらいの年齢で、娘に生前贈与したいと相談がありました。荒地はなく、娘夫婦と6人で暮らしています。娘さんも夫と一緒に耕作していくと言っているのです、問題ありません。承認をお願いします。

◎青柳秀男委員 3番は、今は日光市に住んでいる●●さんから、埼玉県に住んでいる●●さんへの売買で、空き家に付属する農地となります。2月19日に市役所新館5階会議室において、私と柴田推進委員で、駒場局長、福田係長、高橋主事、それと仲介業者の立会いのもと、●●さん夫婦と新規就農の面談を行いました。今はまだ埼玉県に住んでいますが、リフォームが済み次第、移住してくるということです。問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

◎篠原和夫委員 4番、白桑田に住む●●さんの新規就農の案件です。2月19日に市役所新館5階会議室において、私と松井推進委員で、駒場局長、福田係長、高橋主事の立会いのもと、●●さんと新規就農の面談を行いました。●●さんの実家の隣が、譲渡人の●●さんの実家で、その実家の農地を●●さんが相続したことで、今回の売買となりました。主にネギや葉物野菜を栽培するとのこと。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から4番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、下沢における●●さん申請の資材置場への転用については、北と南と西を畑、西を道

路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。2番、草久における、●●さん申請のキャンプ場への転用については、北と東を河川敷地、西を田、南を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。今回の申請は昭和59年11月29日に許可をした案件の事業計画変更・事業承継です。当時の許可内容としましては譲渡人●●さんの親である●●さんが盆栽の作業場及び研修生受け入れ宿舎として転用する計画となっておりましたが、計画を完了することができず、今回の事業計画変更・事業承継となったものです。3番、加園における●●申請の事務所及び工場への転用については、北と西を畑、東を道路、南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。4番、下石川における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、南と西を畑、北を道路、東を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番、中栗野における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、北と東と南を畑、西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであり、太陽光発電設備の下で榊を栽培することとなっております。今回の申請は平成29年3月30日に許可された案件の3年毎の更新であり、当時の計画との変更点はありません。6番、中粕尾における●●申請の太陽光発電施設への転用については、北を山林、東を道路、南を道路・畑、西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、中粕尾における●●申請の太陽光発電施設への転用については、北と南と東を畑、西を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（鈴木克男委員）さる2月19日に、私と青柳委員、駒場局長、福田係長、前澤主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から3番を私、4番から7番を青柳委員が報告します。

1番、下沢における資材置場への転用は、下沢総合運動場から北に約30mの所です。譲渡人は5人ですが、現況は1枚の畑となっており、牧草が植えてありました。周囲の状況から問題ないと見てきました。2番、草久におけるキャンプ場への転用は、草久郵便局から西に約300mのところ、事業計画の変更となります。元の計画は、さつき研究所だったようですが、今は、建物も荒れ放題となっていました。現地調査に行ったとき、ちょうどリフォーム業者が来ていたようです。進入路は林道で、道幅も狭く、高さもあるので、ちょっと運転するのに怖いような所ですが、問題ないと見てきました。3番、加園の事務所及び工場への転用は、鹿沼警察署加園駐在所から北に約400mの所です。周囲の状況から問題ないと見てきました。4番からは青柳委員にお願いします。

◎現地調査員（青柳秀男委員）4番、下石川の賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用は、栃木県運転免許センターから北東に約300mのところでは、譲渡人は親子で、現地はニラのハウスが一部残っている状況でした。問題ないと見てきました。5番、中栗野の営農型太陽光発電設備への転用は、県道草久栗野線追地口リーバスバス停から南東に約300mのところでは、営農型太陽光発電設備は市内にはここ1カ所しかないそうです。転用面積が小さいのは、鉄柱の面積だからで、上は太陽光発電、下は榊の栽培をしています。譲受人は認定農業者でないため3年ごとに許可を受けないといけないそうです。これから同様の事業が増えていくのではないかと考えています。6番、7番は関連していますので一括で報告します。場所は、鹿沼足尾線弁天下リーバスバス停から南西に約300mのところと、約100mのところにある農地で、太陽光発電設備への転用です。譲受人は同じ事業者で、売買となります。問題ないとみてきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎青柳秀男委員 1番は、塗装業兼土木業を営む●●さんによる資材置場への転用です。現地調査員の報告のとおり、1枚の畑となっています。広いところで、資材置場にするにも、農業をするにもいいところです。問題ありませんので、承認をお願いします。2番は、元はさつき研究所として転用の許可をとったところです。●●さんは、今は下武子町に住んでおり、日光市で飲食業を営む●●さんがキャンプ場へ転用するそうです。道路が狭く、東京から来る人は怖くて通れないのではと心配してしまいましたが、場所的には広く、景観も良いところです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎石川喜治委員 3番は、●●による事務所及び工場への転用です。●●は、精密機械や測量器具を生産する会社で、転用する農地は、長年、遊休農地となっていました。社長が加園出身ということで、この場所になったそうです。承認をお願いします。

◎江俣伸一委員 4番は、●●による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎牧島俊男委員 5番は、営農型太陽光発電設備への転用です。社長の●●さんの農地を、使用貸借権設定により●●が転用しているもので、息子さんが担当しているそうです。榊の生育が良く、全国から見学に来ていると聞いています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎大森用子委員 6番、7番は、太陽光発電設備のための転用です。6番の農地は、イノシシにやられてぼこぼこになっていました。所有者は、高齢になったのと獣害で何も作れないと言っています。7番は、台風で砂利が入った農地です。こちらの所有者も獣害がひどく、何

---

も作れないと言っていました。承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年2月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書5ページをご覧ください。新規の利用権設定が、1件、1筆、1,229㎡となっております。続いて、議案書6ページをご覧ください。更新の利用権設定が、1件、3筆、3,011㎡となっております。続いて、議案書7ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、1件、1筆、1,253㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。所有権移転が、3件、6筆、7,069㎡となっております。これら合計6件、11筆、面積12,562㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から6番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第4号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第3号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書9ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第4号については妥当と決定した。

---

◎議長は、議案第5号「鹿沼市農業委員会事務局決裁規程の一部改正について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（福田係長）議案第5号 鹿沼市農業委員会事務局決裁規程の一部改正についてご説明いたします。お手元にお配りしてあります、新旧対照表をご覧ください。本規則は、農業委員会事務局の事務執行にあたり、事務局長等に委任する事務の専決に関して、必要な事項を定めたものであります。今回の規則の改正は、鹿沼市農業委員会事務執行規則の改正に伴い、引用条項が変わったことによるその整理と、本年4月より会計年度任用職員制度が施行となることから、名称等の変更をするものであります。ご審議をお願いします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、原案のとおり決定することについて諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時50分閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年2月26日

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_